

議案第 5 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の
承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成20年2月13日

沖 縄 県 教 育 委 員 会

教育長が議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

教県第 20553 号
平成20年 2月12日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」について貴委員会の意見を求めます。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する 条例（案）

平成20年2月議会（定例会）

教育庁県立学校教育課

条例案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 児童生徒数の増減等により学校職員の定数を改める必要がある。
- (2) 定数外にあるものとする職員を追加して定め、定数外にあるものとした職員が復職し、又は帰還した場合の定数上の取扱いを定める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 県立高等学校、県立中学校及び県立特別支援学校の職員定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改めることとする。（第2条関係）
- (2) 定数外にあるものとする職員を追加して定めるほか、定数外にあるものとした職員が復職し、又は帰還した場合は、1年を超えない期間に限り、定数外とすることができるとする。（第3条関係）
- (3) この条例は、平成20年4月1日から施行することとする。（附則）

4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第31条第3項及び第41条第1項
- (2) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）
- (3) 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）

5 関係各課との調整状況

人事課及び財政課と調整済

6 添付資料

(1) 新旧対照表

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「4,420人」を「4,370人」に、「1,565人」を「1,569人」に、「8人」を「11人」に、「9,253人」を「9,284人」に、「15,246人」を「15,234人」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に改め、同条中第4号を第9号とし、第3号を第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

(7) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をしている職員

(8) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

第3条第2号の次に次の3号を加える。

(3) 地方公務員法第55条の2の規定により許可を受けた休職者

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員

(5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年沖縄県条例第2号）第2条第1項の規定により外国の地方公共団体の機関等に派遣されている職員

第3条に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる職員が、復職し、又は帰還した場合は、1年を超えない期間に限り、定数外とすることができる。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

平成20年2月13日提出

理 由

児童生徒数の増減等により学校職員定数を変更するほか、定数外にあるものとする職員及び定数外とすることができる職員を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新旧対照表

沖繩県学校職員定数条例（昭和47年沖繩県条例第52号）新旧対照表	改 正 案	現 行
<p>(職員定数)</p> <p>第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立高等学校 <u>4,370人</u></p> <p>(2) 県立特別支援学校 <u>1,569人</u></p> <p>(3) 県立中学校 <u>11人</u></p> <p>(4) 市町村立小学校及び中学校 <u>9,284人</u></p> <p>合計 <u>15,234人</u></p> <p>(定数外の職員)</p> <p>第3条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数外にあるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第55条の2の規定により許可を受けた退職者</p> <p>(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員</p> <p>(5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年沖繩県条例第2号）第2条第1項の規定により外国の地方公共団体の機関等に派遣されている職員</p> <p>(6) 沖繩県公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖繩県条例第45号）第2条第1項の規定により派遣された職員</p> <p>(7) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をしている職員</p> <p>(8) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項</p>	<p>(職員定数)</p> <p>第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立高等学校 <u>4,420人</u></p> <p>(2) 県立特別支援学校 <u>1,565人</u></p> <p>(3) 県立中学校 <u>8人</u></p> <p>(4) 市町村立小学校及び中学校 <u>9,253人</u></p> <p>合計 <u>15,246人</u></p> <p>(定数外の職員)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数外にあるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職にされた職員</p> <p>(2) 沖繩県職員の分限に関する条例（昭和47年沖繩県条例第4号）第2条の規定により休職にされた職員</p> <p>(3) 沖繩県公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖繩県条例第45号）第2条第1項の規定により派遣された職員</p>	

の規定により育児休業をしている職員

(9) 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）第2条の規定により承認を受けて自己啓発等休業をしている職員

2. 前項各号に掲げる職員が、復職し、又は帰還した場合、1年を超えない期間に限り、定数外とすることができる。

(4) 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）第2条の規定により承認を受けて自己啓発等休業をしている職員

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

定数条例の考え方

教育庁県立学校教育課

沖縄県学校職員の定数条例は、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき算定した定数と県単独で配置している教諭、現業職員等の定数を合算した数値が条例定数となっている。

<市町村立小・中学校及び県立中学校の職員定数>

義務標準法定数（本則定数＋政令定数＋充て指導主事（国庫））一定数内非常勤講師
＋県単定数＝条例定数

※但し、標準法定数が大きくなる場合は、標準法定数が条例定数になる。

<県立高等学校の職員定数>

高等学校標準法（本則定数＋政令定数）＋ 県単定数 ＝ 条例定数

- (1) 主に生徒の収容定員や学科等による標準法で算出される定数（校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手、学校事務が対象）
- (2) 政令定数（センター研修、大学院派遣、初任研加配、少人数授業等）などによって算出される教職員数
- (3) 県単独で配置している教職員数（充て指導主事、専攻科教諭、専攻科実習助手、その他現業職員）

<県立特別支援学校の職員定数>

義務・高等学校標準法定数（本則定数＋政令定数）＋ 県単定数 ＝ 条例定数

- (1) 主に児童・生徒数、学級数等による標準法で算出される定数（校長、教頭、教諭、養護教諭、寄宿舎指導員、実習助手、栄養職員、学校事務が対象）
- (2) 政令定数（センター研修、大学院派遣、初任研加配等）などによって算出される教職員数
- (3) 県単独で配置している教職員数（幼稚部教諭、専攻科教諭、専攻科実習助手、その他現業職員）

平成20年度 小・中学校、県立特別支援学校の児童・生徒数（見込み）
並びに高等学校の収容定員

沖縄県教育委員会

1. 市町村立小・中学校、県立中学校及び県立特別支援学校の職員定数の算定における基礎数値は、児童・生徒数による。

校 種	平成19年度	平成20年度	増 減	備 考
市町村立小学校	100,765	100,891	126	
市町村立中学校	50,062	49,441	△ 621	
県立中学校	80	160	80	平成20年度は1年生の入学定員
小計(小・中)	150,907	150,492	△ 415	
県立特別支援学校	1,808	1,844	36	
計	152,715	152,336	△ 379	

※平成19年度の児童生徒数は平成19年5月1日現在の調査による。
※平成20年度の児童生徒数は平成20年5月1日現在の見込みである。

2. 高等学校の職員定数の算定における基礎数値は、生徒の収容定員による。

沖縄県教育委員会

校 種	平成19年度	平成20年度	増 減	備 考
県立高等学校	50,680	50,200	△480	